

中小企業等経営強化法に関わる証明書発行申請について

中小企業経営強化税制の適用期限が 2 年延長されたことに伴い、下記の通りお知らせいたします。

1. 制度延長の概要

中小企業経営強化税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- **適用期限を 2 年間延長。** (令和 8 年度末(2026 年度末)まで)
- 100 億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高 100 億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う**建物を対象設備に追加**する。
- 建物を新增設した際、その年度末の**雇用者給与支給総額が前年度末と比較して 2.5% 以上増加した場合、特別償却 15% 又は税額控除 1%、5.0% 以上増加した場合、特別償却 25% 又は税額控除 2% を適用する。**
- 現行措置について、**C 類型は廃止、A 類型及び B 類型は指標の見直し**を行う。

改正概要

【適用期限：令和 8 年度末(2026 年度末)まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A 類型)	生産性※が旧モデル比平均 1% 以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置 (160 万円以上) 工具 (30 万円以上) (A 類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B 類型)	投資利益率※が年平均 7% 以上の投資計画に係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	経済産業局	器具備品 (30 万円以上) 建物附属設備 (60 万円以上)	
経営資源集約化設備 (D 類型)	修正 ROA または有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア (70 万円以上) (A 類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	
経営規模拡大設備 (B 類型の拡充)	● 投資利益率が年平均 7% 以上 ● 売上高 100 億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均 10% 以上を目指す ● 前年度売上高 10 億円超 90 億円未満 ● 最低投資額 1 億円 OR 前年度売上高 5% 以上 ● 買上げ率 2.5% OR 5.0% 以上 等 ※ 拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置 (160 万円以上) 工具 (30 万円以上) 器具備品 (30 万円以上) ソフトウェア (70 万円以上) 建物及びその附属設備 (1,000 万円以上) (生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る) ※ 税制対象の設備投資総額の上限は、60 億円	

※ 1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が 2 分の 1 を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経費力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。

※ 2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作する器具備品 (医療機器に限る)、建物、建物附属設備を除く。

※ 3 ソフトウェアについては、複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用 OS のうち一定のものなどを除く。

※ 4 コインランドリー業 (主要な事業であるものを除く。) の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

1

経産省 HP より

https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2025/zeisei_fy2024/zeiseikaiseigaiyou2025r.pdf

工業炉の場合の類型は「生産性向上設備 (A 類型)」となります。

(参考 HP)

中企庁「経営強化法」リンク：

概要：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

Q&A：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/kyokaqanda.pdf>

証明書発行工業会関係：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

2. 生産性向上の比較指標について

2025 年度からの改正にあたって、生産性の比較指標は以下に示す指標に限定されます。

- 1) 「単位時間あたり生産量」(時間当たり掘削量 (m^3/h) , 時間当たり生成量 ($\text{個}/\text{h}$) 等)
- 2) 「歩留まり率」((完成品数/投入原料数, 良品数/完成品数等)
- 3) 「投入コスト削減率」(必要作業時間の短縮率、必要投入原料の削減率等)

注記)

- 1) 従来、生産性の指標はメーカーが自由に定めてよいとされてきました。当工業会においては、装置における限定的（部分的）な生産性の指標（例：炉体損失熱，操作性など）であっても、合理的と判断できれば要件適合としてきましたが、今回の指標に関する解釈の統一により、部分的と考えられる生産性の指標については適合としない方針といたします。
- 2) 「歩留まり率」および「投入コスト削減率」については以下の解釈といたします。
 - 「歩留まり率」は「精度」を含む。
 - 「投入コスト削減率」は「省エネ率，エネルギー効率」を含む。

3. 日本工業炉協会における証明書発行の手続きについて

- 経営力向上設備等に関する税制措置に係る工業会証明書の取得の手引き
リンクご参照願います⇒https://www.jifma.or.jp/assets/document/20230403_tebiki.pdf

- 申請書類等

以下のものを郵送または電子ファイルにてご提出願います。

- ー 様式 1

押印の必要ございません。電子ファイルの場合はワードでご提出願います。

- ー 様式 2

- ー 根拠資料（様式 2 の添付書類）

- ・ 年平均 1 %以上の生産性向上を説明できる資料
- ・ 当該設備と一代前モデルのカatalog、仕様書、図面等
（発売開始年度及び技術的内容の根拠となるもの）

- ー 郵送の場合、返信用封筒（切手貼付、宛先記入）

注記）様式は下表よりダウンロードできます。

注記）まずは、作成していただいたものを下記問い合わせ先までメールでご連絡いただくことをお勧めします。

注記）2024 年 4 月 1 日より、押印廃止にともない、電子ファイルでの発行も開始いたします（PDF に変換しての発行となります）。

- 送付先／問い合わせ先

〒101-0032 千代田区岩本町 3-2-10 SN 岩本町ビル

（一社）日本工業炉協会（宛先に「証明書発行申請」と付記願います。）

電話：03-3861-0561, E-mail：info@jifma.or.jp

- 証明書発行手数料について

会員：1,000 円/証明書一通（税抜き。税込み 1,100 円）

非会員：10,000 円/証明書一通（税抜き。税込み 11,000 円）

（税込・振込み手数料別）

同一の対象設備で両制度同封にて申請の場合は証明書一通分として取り扱います。

（様式等ダウンロード）

様式 1 (2025 年 4 月 1 日より様式変更)	ダウンロード
様式 2 (2025 年 4 月 1 日より様式変更)	ダウンロード
算定理由書（例）	ダウンロード
根拠資料	書式なし
記入要領	中企庁リンク ／協会作成 ダウンロード

4. 当協会が証明書発行する対象となる設備（対象資産区分及び対応工業会等リストより抜粋）

番号	細目	
3	繊維工業用設備	（炭素繊維製造設備）
8	化学工業用設備	（カーボンブラック製造設備、その他の炭素製品製造設備（黒鉛化炉））
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備	（石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備（ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。））
13	窯業又は土石製品製造業用設備	（板ガラス製造設備（みがき設備を含む。）（溶解炉）、その他のガラス製品製造設備（光学ガラス製造設備を含む。）（るつぼ炉及びデータンク炉、溶解炉、）陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備（倒炎がま、トンネルがま、その他の炉）、その他の炭素製品製造設備（黒煙炉）、人造研削材製造設備（溶解炉）、研削と石又は研摩布紙製造設備（加硫炉、トンネルがま、その他の焼成炉）、セメント製造設備、石灰又は苦石灰製造設備、石こうボード製造設備（焼成炉）、ほうろう鉄器製造設備（るつぼ炉、その他の炉）、石綿又は石綿セメント製品製造設備、岩綿（鉱さい繊維を含む。）又は岩綿製品製造設備
14	鉄鋼業用設備	（鋼铸件又は銑鉄铸件製造業用設備、製銑設備、製鋼設備、電気錫めつき鉄板製造設備のうち、工業炉設備）
15	非鉄金属製造業用設備	（銅、鉛又は亜鉛製錬設備、ベリリウム銅母合金、マグネシウム、チタニウム、ジルコニウム、タンタル、クロム、マンガ ン、シリコン、ゲルマニウム又は希土類金属製錬設備、ニッケル、タングステン又はモリブデン製錬設備、その他の非鉄 金属製錬設備、非鉄金属圧延、押出又は伸線設備、非鉄金属铸件製造業用設備（その他の設備）、電線又は ケーブル製造設備、光ファイバー製造設備、金属粉末又ははく（圧延によるものを除く。）製造設備のうち、工業炉 設備）
16	金属製品製造業用設備	（金属粉末又ははく（圧延によるものを除く。）製造設備、金属塗装設備（脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装 置）、金属熱処理業用設備、粉末冶金製品製造設備
17	はん用機械器具（はん用性を有するもので、 他の器具及び備品並びに機械及び装置に組 み込み、又は取り付けることによりその用に供さ れるものをいう。）	（エンジン・部品製造のための熱処理炉等の工業炉に限る）
18	生産用機械器具（物の生産の用に供される もの）	（金属加工機械製造設備、合成樹脂加工機械又は木材加工用機械製造設備）
19	業務用機械器具（業務用又はサービスの生 産の用に供されるもの（これらのものであつて物 の生産の用に供されるものを含む。）をいう。	
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用 設備	（フラットパネルディスプレイ又はフラットパネル用フィルム材料製造設備、フェライト製品製造設備）

23	輸送用機械器具製造業用設備	(エンジン・部品等の熱処理炉等の工業炉に限る)
24	その他の製造業用設備	(その他のガラス製品製造(光学ガラス製造設備を含む。)(るつぼ炉及びデータンク炉、溶解炉)、自転車又は同部分品若しくは附属品製造設備(めつき設備))
25	農業用設備	(電動機)
26	林業用設備	(その他の機具(乾燥用バーナー))
32	ガス業用設備	(製造設備(石炭ガス、石油ガス又はコークス製造装置(ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。)))
50	その他の生活関連サービス業用設備	(火葬設備)

— 以 上 —